

第六次滋賀県廃棄物処理計画および第二次滋賀県食品ロス削減推進計画 の策定について（素案）【論議】

1 計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定した「第五次滋賀県廃棄物処理計画」および食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき策定した「滋賀県食品ロス削減推進計画」が令和7年度末に終期を迎えることから、次期計画（計画期間：令和8～12年度）を策定する。次期計画では、食品ロス削減推進計画は廃棄物処理計画の別冊として定める。

2 次期計画の概要

（1）第六次滋賀県廃棄物処理計画

ア サーキュラーエコノミーの推進

- 廃棄物の排出量や最終処分量については、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を中心とする現状の取組だけではこれ以上の大幅な改善は見込めないと考えられる状況。
- こういった背景および国の廃棄物政策の動向を踏まえ、本県においても、廃棄物問題の大膽な解決に加えて、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの実現に資するサーキュラーエコノミーへの移行をいち早く実現する必要がある。
- 将来的にサーキュラーエコノミーを実現することを目指して、本計画期間内（5年間）において、サーキュラーエコノミーに向けた取組を推進する。

イ 廃棄物の適正処理の徹底

- サーキュラーエコノミーの推進の大前提である、県民の安全・安心な生活を支えるため、引き続き、廃棄物処理施設の監視指導、不法投棄の撲滅に向けた対策、散在性ごみ対策等の廃棄物の適正処理を徹底する。
- これらの取組をより効果的かつ効率的に行うためには、従来の取組に加え、近年発展が目覚ましいデジタル技術等を積極的に活用することが有効であると期待できる。このため、廃棄物の適正処理のための調査・監視の高度化を重点的に行う。

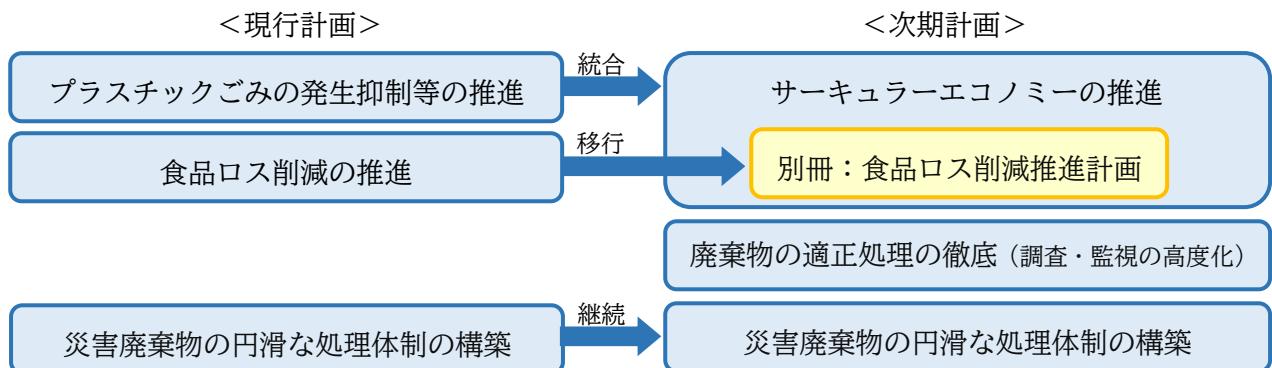
ウ 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築

- 本県では、市町の災害廃棄物処理計画の策定支援や各種手引きの作成、災害時等のごみ処理の相互支援協定の締結、災害廃棄物処理に係る訓練の実施、近畿、中部両ブロックの大規模災害時廃棄物対策協議会への参画等、発災時の実効性確保に向けた取組を進めてきた。
- この間にも、国内では能登半島地震など様々な災害が起り、膨大な量の災害廃棄物の発生、仮置場の不足、処理施設の被災による処理の遅延、情報の錯そう、リソースの不足など多くの課題が生じており、さらに災害の備えを高めていくことが求められている。このため、災害廃棄物の円滑な処理体制の構築を引き続き重点的に行う。

(2) 第二次滋賀県食品ロス削減推進計画（第六次滋賀県廃棄物処理計画の別冊）

食品ロスの認知度の向上、食品ロス削減に関する実践行動促進の取組を継続しつつ、国の基本方針に即して令和12年の食品ロス発生量の目標達成に向けて新たな取組（食べ残し持ち帰り促進等）を取り入れる。

図 現行計画と次期計画の重点取組の比較



3 計画策定スケジュール

年	月	内容
令和7年	7月	環境審議会廃棄物部会（基本的な方向等）
	11月	11/25 県政経営会議（素案）、環境審議会廃棄物部会（素案）
令和8年	3月	常任委員会（素案）、県政経営会議（原案）、環境審議会廃棄物部会（原案）
	5月	常任委員会（原案）、環境審議会廃棄物部会（答申案⇒答申）
	8月	常任委員会（パブコメ案）
	9月	県政経営会議（パブコメ後の案）
	10月	環境審議会廃棄物部会（パブコメ後の案）
	11月	常任委員会（パブコメ後の案）
	12月	計画策定

※県、市町、一部事務組合で構成する滋賀県廃棄物適正管理協議会等において、市町等の意見収集を行う。

※廃棄物の排出量等の令和6年度実績値が令和8年4月頃に確定する。この実績値を用いて計画の目標値等を設定するため、計画策定は令和8年度となる。